

指定訪問リハビリテーション 【重要事項説明書】

指定介護予防訪問リハビリテーション ご利用案内

【施設の名称】介護老人保健施設 アルマ千寿 【施設の所在地】福井市川合鷺塚町49-5

【電話番号】0776-55-1600 【FAX番号】0776-55-1888 【Eメール】alma@senjukai.com

1. 指定訪問リハビリテーションおよび指定介護予防訪問リハビリテーションについて

ご家庭で生活されている要介護または要支援の認定を受けられた方（認定の申請中の方も含む）が、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がご自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行うサービスです。

2. 居宅サービス計画（ケアプラン）について

訪問リハビリをはじめとする介護保険の居宅サービスを利用するには、居宅介護支援事業所または地域包括支援センターの介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するケアプランにその居宅サービスを利用する計画が組み込まれている必要があります。アルマ千寿では、このケアプランを基本に、訪問リハビリをご利用中に関するリハビリテーション計画書を作成します。ご利用者それぞれの状況に応じ、訪問リハビリご利用中にどのような内容のサービスを提供するかを計画します。このリハビリテーション計画書は作成の都度、ご家族に説明しお渡しします。

3. 介護保険被保険者証の提示（確認）について

初回認定や更新などで新しい介護保険者証が郵送されてきたときには、次回の利用時に必ずご持参ください。

4. 利用可能日、利用可能時間について

- ① 利用可能日・・・月曜日～土曜日 ※ 年末年始のスケジュールは、事前にお知らせ致します。
 - ② 利用可能時間・・・9時～17時
- 通常の事業の実施地域は、**福井市と坂井市**です。

5. 利用予定サービスのお休みについて

お休みのご連絡は、利用可能日の日中（9時～17時）にご連絡ください。事前連絡でも結構です。

夜間・早朝は職員が不在のためご連絡はご遠慮ください。

6. 訪問リハビリ利用時の留意事項

- ① 飲食物・・・職員に対する飲食物や贈り物等の提供は一切ご遠慮ください。
- ② 貴重品・・・金銭、貴重品の類の取り扱いは一切行いません。
- ③ サービス・・・リハビリテーション以外の業務（掃除、洗濯、食事の用意等）はサービス対象とはなりませんのでご了承ください。

7. サービス提供の記録

- ① 事業所は、利用者への訪問リハビリテーションサービス提供に関する記録を作成し、作成終了後から5年間は適正に保管します。
- ② 事業所は、利用者又は代理人の請求に応じて、前項の記録の閲覧を認めます。

8. 事故発生時の対応について

当施設ではリスクマネジメントに取り組み、事故防止に最善をつくしておりますが、事故の発生は完全には防げないことをあらかじめご了承ください。万一、事故が発生したときには、ご家族および居宅介護支援事業所または地域包括支援センターおよび保険者へ連絡するとともに、必要な措置を講じ、当該事故の状況および講じた措置を記録し再発防止に心掛けます。

9. 損害賠償について

当施設はサービスの提供にあたって、利用者やご家族の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、当施設の責めに帰すべからず事由によらない場合には、この限りではありません。

10. 苦情処理の体制および手順について

苦情や分からない事などがある場合は、遠慮なくお申し出ください。直ちに事実関係を調査・確認の上、お申し出者に対してご説明するとともに、サービス改善のための措置を講じます。

苦情解決責任者：事務長 永山喜朗、苦情処理担当者：訪問リハビリテーション部 横濱克明
保険者等：福井市介護保険課 0776-20-5715、坂井地区広域連合 0776-72-3305、福井県国民健康保険団体連合会 0776-57-1614
その他、施設内に備え付けのご意見箱および電子メールでも苦情・ご意見等を承ります。

1 1. 秘密の保持について（詳しくは、個人情報保護に関する施設内掲示をご覧ください。）

職員が業務上知り得た利用者およびご家族のプライバシーは厳守します。ただし、保険者からの照会への回答や他のサービス事業者等との連携に必要な最小限の個人情報を用いることがあります。

また、研修会等における症例発表などにも同様に用いることがあります。このような時には、事前に本人及びご家族に同意を得ます。又、発表時は個人を特定する事ができない形に加工をした上で使用いたしますのでご了承下さい。

1 2. 利用料金の請求、支払いについて

利用料金は、毎月末ごとに計算し、翌月10日頃に請求書を郵送致します。お支払は、金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます。（但し、介護保険認定申請の期間中は、利用料金の計算が出来ませんので、翌月分と一括してご請求させていただくことがございます。）

領収証は、翌月分の請求書と一緒に送付させていただきます。利用料金の一部は、医療費控除や還付の対象となり、申告の際に領収証が必要となりますので大切に保管しておいてください。

また、**領収証を紛失されましても再発行には応じかねます**のでご了承ください。

※ 利用料金を1ヶ月分以上滞納された時は、利用契約を解除させて頂くことがありますのでご了承願います。

1 3. 利用料金の内訳について

法改正などの諸事情により内容が変更されます。介護保険法が導入された平成12年より3年毎に改正が行われ、その都度、内容や利用料金の変動がある場合がありますので予めご了承ください。

介護保険の適用となる（ご利用者負担分：介護報酬に介護保険負担割合証記載の割合を乗じた額）項目

（介護保険法に定める**単位数**を表示します。）

要介護の方

①訪問リハビリテーション費（20分/1回） 308 単位

②その他加算

リハビリテーションマネジメント（イ） 180 単位/月	リハビリ会議を通して、医師、理学療法士等が協働して作成したリハビリテーション実施計画について、医師の指示を受けた理学療法士等が説明し、継続的に記録等を行っている時に加算されます
リハビリテーションマネジメント加算（ロ） 213 単位/月	上記（A）イに加えて、リハビリテーション実施計画及び身体機能等の情報を厚生労働省に提出している時に加算されます
リハビリテーションマネジメント加算（ロ） 483 単位/月（213 単位 + 270 単位）	リハビリ会議を通して、医師が利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得た場合。また、リハビリ計画書等の情報を厚生労働省に提出している場合、加算されます
サービス提供体制強化加算（I） 6 単位/回	勤続年数 7 年以上の職員がいる場合、6 単位/回が加算されます。
サービス提供体制強化加算（II） 3 単位/回	勤続年数 3 年以上の職員がいる場合、3 単位/回が加算されます。
退院時共同指導加算 600 単位/回（※ 一体的事業所 併算定 不可）	病院に入院中の者が退院するに当たり、事業所の医師又は療法士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後、初回リハビリ時に 1 回に限り加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算 200 単位/日 （退院（退所）日または認定日から3ヶ月以内の期間）	リハビリテーション実施計画に基づき、集中的にリハビリを行った場合（2 回/週 以上）に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240 単位/日	リハビリテーションによって認知症の方の生活機能の改善が見込まれる場合、退院（所）日又は訪問開始日から3ヶ月以内の期間に 2 回/週を限度として加算されます。

口腔連携強化加算 50 単位/回	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価結果を情報提供した場合 1 月に 1 回限り加算されます。
移行支援加算 17 単位/日	算定のための基準に適合した場合に加算されます
中山間地域等に居住する者への加算 100 分の 5	通常の事業実施地域外の方は、基本部分（訪問リハビリテーション費）に加算されます
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合（減算） △50 単位/回	退院後 1 月に限り減算なし（入院中、リハビリテーションを受けた利用者で、医療機関から利用者に関する情報提供を受けている場合）。
高齢者虐待防止措置未実施減算 △100 分の 1	利用者の人権擁護・虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算されます。
業務継続計画未策定減算 △100 分の 1 (※ R 7. 4. 1 ~)	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するための、業務継続計画が未策定の場合に減算されます。

要支援の方

①介護予防訪問リハビリテーション費（20 分/1 回） 298 単位

②その他の加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 6 単位/回	勤続年数 7 年以上の職員がいる場合、6 単位/回が加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 3 単位/回	勤続年数 3 年以上の職員がいる場合、3 単位/回が加算されます。
退院時共同指導加算 600 単位/回 (※ 一体的事業所 併算定 不可)	病院に入院中の者が退院するに当たり、事業所の医師又は療法士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後、初回リハビリ時に 1 回に限り加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算 200 単位/日 (退院（退所）日または認定日から 3 ヶ月以内の期間)	リハビリテーション実施計画に基づき、集中的にリハビリを行った場合（2 回/週 以上）に加算されます。
中山間地域等に居住する者への加算 100 分の 5	通常の事業実施地域外の方は、基本部分（訪問リハビリテーション費）に加算されます
口腔連携強化加算 50 単位/回	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価結果を情報提供した場合 1 月に 1 回限り加算されます。
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合（減算） △50 単位/回	退院後 1 月に限り減算なし（入院中、リハビリテーションを受けた利用者で、医療機関から利用者に関する情報提供を受けている場合）。
利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に利用した場合（減算） △30 単位/回	3 月に 1 回以上リハビリテーション会議を開催せず、利用者の状況等に関する情報を構成員と共有していない場合。リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出していない場合にも減算されます。
高齢者虐待防止措置未実施減算 △100 分の 1	利用者の人権擁護・虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算されます。
業務継続計画未策定減算 △100 分の 1 (※ R 7. 4. 1 ~)	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するための、業務継続計画が未策定の場合に減算されます。

地域区分による単位あたりの単価

厚生労働省告示により、福井県福井市は7級地に区分され、1単位あたり**10,17円を乗じて得た額**（ご利用者負担分：介護報酬に介護保険負担割合証記載の割合を乗じた額）と定められています。

介護保険が適用されない（全額自費になる分）項目**【支給限度額外負担】**

介護保険からの給付額は、要介護度区分に応じて1ヵ月あたりの限度額が定められています。この限度額（支給限度額）を超過するご利用部分は、全額利用者のご負担となります。

指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション**利用契約書**

介護老人保健施設アルマ千寿の利用にあたり、重要事項説明書および利用約款その他必要書類を受領しこれらの内容に関して、担当者の説明を受け、内容を理解した上で契約します。

この契約を証するため本書2通を作成し、事業者・利用者が記名押印し、双方が保有するものとします。

		契約締結日	令和	年	月	日
事業者						
所在地	福井市川合鷺塚町49-5	説明者				
名称	介護老人保健施設 アルマ千寿	職種				
代表者	理事長 片山 外一	氏名				印
ご利用者		ご利用者の身元引受人				
住所		住所				
氏名		氏名				印（続柄）